

一般競争入札の実施（公告）

令和４年度西九州新幹線開業イベントに係る宝探し設営・運営等業務について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和４年６月２７日

西九州新幹線（長崎～武雄温泉）開業準備実行委員会
会長 日高 雅之

１ 一般競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

令和４年度西九州新幹線開業イベントに係る宝探し設営・運営等業務

(2) 業務の仕様等

入札説明書による

(3) 業務期間

契約の日から令和４年１０月７日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 業務内容

西九州新幹線開業イベントに係る宝探しの運営等の業務を行う。

(6) 入札の方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 電送及び郵送による入札は認められないこと。

ウ 入札執行回数は３回を限度とする。３回までに落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定を準用し、見積を行う場合がある。

２ 入札参加資格

(1) 令第 167 条の 4 の規定を準用し、それに該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第 1 項第 1 号の規定を準用し、それに該当しない者である。

(2) 令第 167 条の 4 第 2 項各号を準用し、そのいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として長崎県知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 令和４年度西九州新幹線開業イベントに係る宝探し設営・運営等業務に関する令和４年６月２７日付けの競争入札の参加者の資格等にした入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

(4) この公告の日から入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

(名称) 西九州新幹線(長崎～武雄温泉)開業準備実行委員会事務局(長崎県新幹線対策課内)

(電話) 095-895-2063

(提出期限) 令和4年7月1日 午後5時まで

4 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部(発注者との協議で承諾を受けた部分を除く)を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

5 当該業務契約に関する事務を担当する機関の名称等

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

(名称) 西九州新幹線(長崎～武雄温泉)開業準備実行委員会事務局(長崎県新幹線対策課内)

(電話) 095-895-2063

6 契約条項を示す場所

5の機関とする。

7 入札説明書の交付期間及び場所

(1) 期間 この公告の日から令和4年7月1日までの間(県の休日を除く。)

(午前9時から午後5時の間とする。)

(2) 場所 5の機関とする。

新幹線開業ホームページ上(<https://shinkansen.pref.nagasaki.jp>)において掲載する。

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札及び開札の場所及び日時

(1) 日時 令和4年7月8日(金) 10時30分

(2) 場所 長崎市尾上町3番1号 長崎県庁行政棟317会議室

入札及び開札当日が悪天候(暴風雨等)等の場合は、入札及び開札を延期することもあるので、事前に5の機関に確認すること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 当会を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 当会を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出する場合

1 1 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

1 2 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1) から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。
- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

1 3 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）第 97 条の規定を準用して作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかになった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

1 4 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定に掲げる「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。